

料金以外の見直し内容について

当社は、2023年6月1日付で特定小売供給約款の見直しを行います。このうち、料金以外の見直し内容は以下のとおりです。

■ 電気事業制度・関連法令の変更に伴う見直し

(1) 配電事業および指定区域供給制度への対応

2022年4月、電気事業法に配電事業および指定区域供給制度が盛り込まれたことから、当該制度に対応するために必要な見直しを行います。

(2) 需給契約の単位に係る規定の追加

電気のご使用場所ごとにご契約いただける需給契約の単位に関する特例的な取扱いを追加いたします。

(3) 蓄電池に係る規定の追加

電気事業法において、これまでは発電設備、変電設備、需要設備等を構成する設備の一つとされてきた蓄電池の取り扱いが、蓄電池単独で設置されることも念頭に置いた規定に見直されたことを受け、必要な見直しを行います。

(4) 法令等の名称変更

再生可能エネルギー特別措置法の改正（法令名称の変更）等を反映いたします。

■ 送配電事業の分社化を踏まえた見直し

送配電事業の分社化を踏まえ、託送供給に係る供給条件の明確化に必要な見直しを行います。

■ 契約期間の見直し

お客さまごとに「需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、以後は1年ごとの更新」としている契約期間を、「需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます）の末日までとし、以後は年度ごとの更新」に変更いたします。

■ 需給契約申込み時の承諾事項の追加

送配電事業の分社化を踏まえ、お客さまには、当社と送配電事業者が、電気の供給に必要な範囲に限りお客さまの情報を相互に提供することをご承諾の上、需給契約を申し込みいただくことを明確化いたします。

■ 毎月の使用電力量の算定方法の見直し

記録型計量器（スマートメーター）、記録型計量器以外に関わらず、使用電力量は送配電事業者から連携される30分ごとの使用電力量の合計値といたします。

■ 料金の支払方法に係る規定追加

電気料金等その他債権のお支払い方法に、当社が必要とするときには、当社指定の弁護士法人が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただく方法を追加いたします。

■ 再エネ賦課金単価および燃料費調整単価等の揭示方法の見直し

インターネットの普及やペーパーレス化の観点から、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等の揭示方法を、店頭掲示から当社ホームページ等への掲載に変更いたします。

■ その他規定上の文意の明確化

実質的に契約条件は変更とはならないものの、規定上の文意の明確化のために必要な見直しを行います。